

功労賞選考規程

第1条

本規程は、日本統合医療学会功労賞（以下「功労賞」という）授賞者を選考するための手続きを定めるものである。

第2条

功労賞選考は、業務執行理事会にて行われる。

第3条

業務執行理事会は、功労賞授賞候補者の略歴および業績（A4用紙3頁以内）を元に検討するものとする。なお、業績には日本統合医療学会での運営等学会の発展に寄与したものを記載する。

第4条

業務執行理事会は、功労賞受賞者選考の経過ならびに結果について、代表理事に答申する。代表理事は答申結果を理事会に付議し、功労賞授賞者を決定する。選考方法の詳細は別に定める「日本統合医療学会功労賞選考規程細則」による。

第5条

本規程の変更は理事会の議を経たのち、総会にて報告するものとする。

附 則

この規程は2024年9月16日より施行する。